

岐阜県サイクリング協会 会則

(2020年 9月 1日公布)

第1章 総則

第1条 (名称)

当協会は協会名を、岐阜県サイクリング協会(GCA)と称する。

第2条 (事務所)

当協会は事務所を次に置く。

住所 本巣市曾井中島2463-3

電話/FAX 058-334-3622

第3条 (目的)

1. すべてのサイクリストが安心・安全にサイクリングを楽しめる環境作りを関係機関との連携のもと進める。
2. サイクリングに対する要求を会員相互の協力によって実現し、豊かな人間性と健康な心身をつくる。
3. 社会規範を遵守し、義務を果たす自立したサイクリストと青少年の育成及びその地位と権利の向上に努める。
4. 健全なサイクリングの普及、奨励、啓発を図ることによって、屋外活動と体育文化の向上に寄与する。
5. 世界的視野に立った自転車全般のフィールドを考慮し、そのフィールドとなる自然や社会との共生を進める。

第4条 (事業)

当協会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 各種団体が行うサイクリング・交通安全指導行事等を積極的に支援する。
2. 関係各種団体及び会員相互の情報連絡の充実。
3. サイクリング関連の調査研究・講習に関する指導者の育成。
4. 関係各機関からの委託事業。
5. 公益財団法人日本サイクリング協会の委託事業。
6. その他交通安全及びサイクリングの普及に必要な事業。

第2章 組織

第5条 (会員)

1. 当協会は、会則に同意し所定の入会手続きを経た会員及び理事会が認めた賛助会員等で組織する。
2. 会員は県内在住・在勤者に限定しない。

第6条（役員）

1. 当協会に次の役員を置く。
 - （1）会長 1名
 - （2）理事長 1名
 - （3）副理事長 2名
 - （4）事務局長 1名
 - （5）理事 若干名
 - （6）監事 2名
2. 他に必要に応じ、理事会に諮って役員を置くことが出来る。

第7条（役員の責務）

1. 当協会の役員の責務は次のとおりとする。
 - （1）会長 協会を代表する。但し会務等については理事長に一任する。
 - （2）理事長 会長を補佐し、会務を理事会に報告し執行する。理事会においては議長を務める。
 - （3）副理事長 理事長を補佐し理事長に事故ある時はその職務を代行する。
 - （4）事務局長 事務を統括し、円滑な遂行にあたる。
 - （5）理事 日常会務及び事業等の円滑な遂行にあたる。
 - （6）監事 会計を監査し、結果を理事会に報告する。
2. 第6条2項の役員は理事及び理事会の要請により会務の遂行が出来る。

第8条（役員を選出と任期）

1. 当協会の役員は次により選出する。

会長・監事は理事会が選出する。

理事長・副理事長・事務局長は理事の中から理事会が選任する。

当初の理事は発起人会から選出され以後は会員から理事会により選出される。
2. 会長の任期は特に定めない。
3. 会長以外の役員の任期は2年とするも再任は妨げない。但し、役員が任期の途中で辞任もしくは事情により会務の遂行不能になった時、理事会は役員の交替及び増員を行う。

交替・補充役員の任期は前任者の残存期間とする。

第3章 機 関

第9条（機関）

- 当協会には次の機関をおく。
- 理事会、事務局

設置機関の増設については理事会に諮って承認をえる。

第10条（理事会）

1. 理事会は6条の1項で規定された役員で構成する。
但し監事は監査報告を除いてオブザーバーとして出席する。
2. 理事会は本協会の最高意思決定機関とし、理事長が必要と認めた時若しくは、役員³の3分の1以上の要請により開催する。
3. 理事会は役員³の過半数の出席で成立し議決は出席者の過半数の賛成により決定する。但し、会則の改廃は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
4. 理事会に出席できない役員は、その権限を他の役員、または理事会の多数意思に委任状をもって委任する事が出来る。委任状の提出により出席とみなす。
5. 理事会で審議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 役員³の選任に関する事項。
 - (2) 活動方針および活動報告の承認に関する事項。
 - (3) 予算および会計報告の承認に関する事項。
 - (4) 会則の改廃に関する事項。
 - (5) 会則に定めるところにより理事会に付すべき事項。
 - (6) 会長または理事会が必要と認めた事項。

第11条（事務局）

事務局は協会運営の中心となり、日常会務の推進と必要な事項の会計処理にあたる。その構成・人選は理事会で決定する。

第12条（支部）

1. 協会運営をスムーズに行うために理事会が必要と認めた支部を置くことが出来る。
2. 当協会会員が所属するクラブ・同好会の活動趣旨が当協会の設立目的に反しない場合はその活動を可能な範囲で協力する。

第13条（総会）

会員の要望により理事会に諮って過半数の賛成がある時及び理事長が必要と認めたとき開催する。

第4章 財 政

第14条（会計責任者）

当協会の会計責任者は事務局長とし、会計担当を置くことができる。

第15条（収入）

当協会は次の収入により運営する。

事業収入、賛助会費、助成金、寄付金、その他

第16条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第17条（監査）

監事は会計年度の収支決算を監査し、理事会に報告する。

附則

1. この会則は公布日から施行し、令和2年 9月 1日から適用する。